

協同農業普及事業をめぐる情勢

農産局 技術普及課

令和6年1月

農林水産省

1-1 協同農業普及事業の役割

- 協同農業普及事業は、農業の専門的技術・知識を有する普及指導員（国家資格を有する都道府県職員）が、直接農業者に接して、農業に関する技術及び経営の指導を核として、現場での農政課題解決を総合的に支援する役割を担う。



農業人材の確保・育成 産地の形成

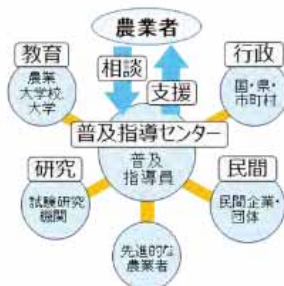
品質向上のための技術講習会

新規就農者への巡回指導



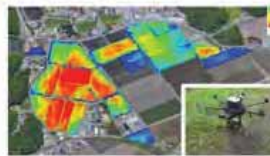
地域農業の コーディネート

教育機関、試験研究機関、民間、行政と連携を図りながら農業者への指導、相談を行います



新技術の現場定着

ドローンによるリモートセンシング



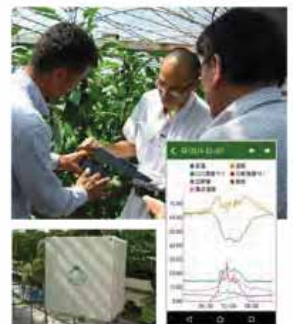
新品種の導入



その他の取り組み

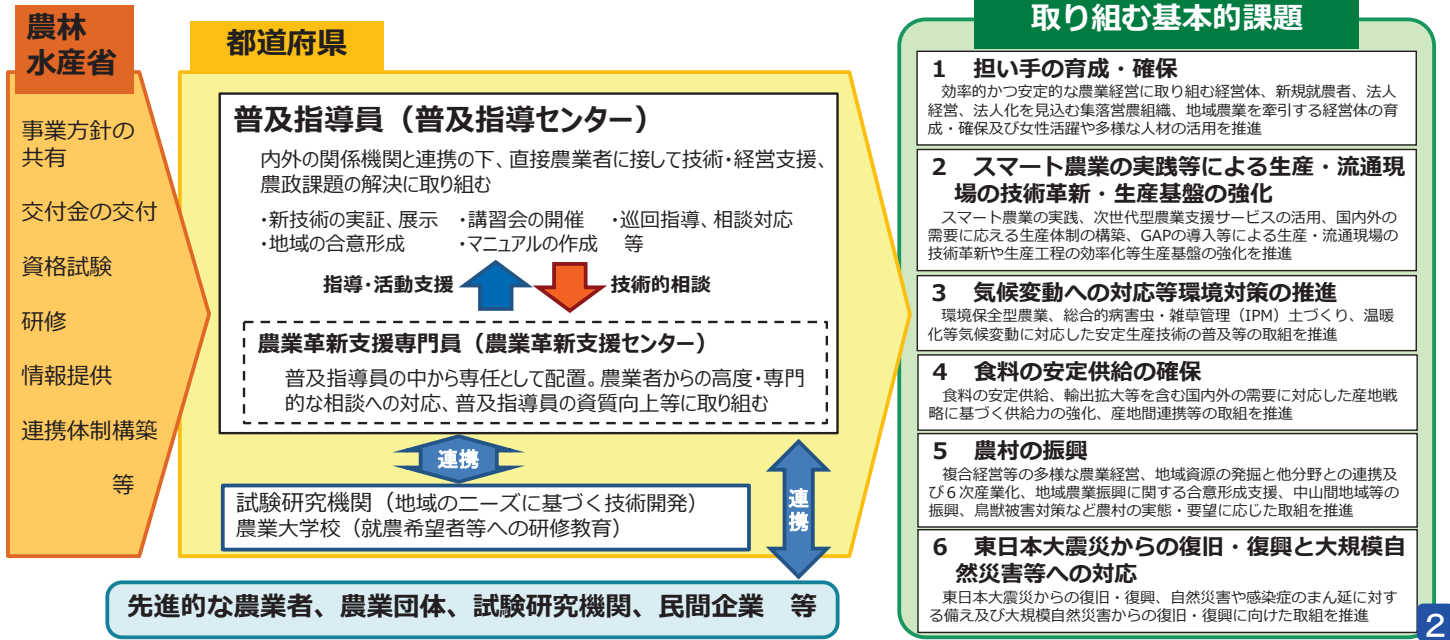
- ・ 営農計画づくりの相談対応
- ・ 気候変動に対応した農業の推進
- ・ 鳥獣被害防止に向けた支援
- ・ 自然災害への備えや営農再開に向けた支援

ハウス環境モニタリング装置でデータを「見える化」



1 - 2 協同農業普及事業の概要

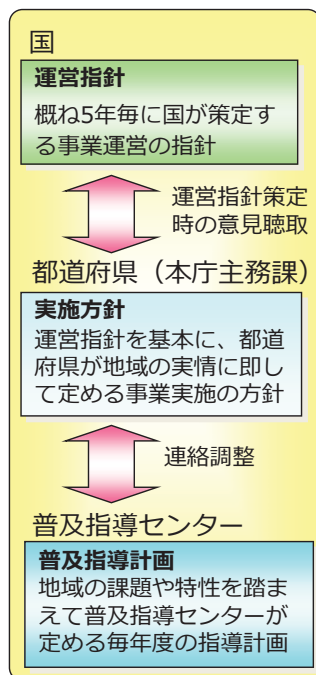
- 協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき国と都道府県が協同して、**高度な技術・知識を有する普及指導員を都道府県に設置し、普及指導員が直接農業者に接して、技術・経営指導を行うもの。**
- 事業実施にあたっては、**国と都道府県が事業方針を共有**し、その裏付けとして財政的な負担も国と都道府県で分担。
- 国は、事業方針の明確化・共有、交付金の交付、普及指導員の資質確保・向上のための資格試験、研修等を実施。
- 都道府県は、普及指導員が主に配置される普及指導センターのほか、研修教育施設（農業大学校）、試験研究機関や、先進的な農業者、民間企業等の関係機関と連携し、効率的・効果的に普及指導活動を実施。



1 - 3 協同農業普及事業の運営

- 協同農業普及事業の実施にあたり、国と都道府県が基本的な事業方針を明確化し、共有するため、**国が普及事業における基本的課題等を示した運営指針を策定**。また、概ね5年毎に策定する運営指針を補足するものとして、**時々的重要農政課題等を踏まえ、ガイドラインを策定**。
- 都道府県は、**運営指針を基本として地域の実情を踏まえつつ実施方針を策定**。また、実施方針に沿って**普及指導センター単位で普及指導計画を地域の関係者との意思疎通を図りつつ策定**し、これに基づいて計画的に普及指導活動を展開。

- 事業の運営の流れ



協同農業普及事業の運営に関する指針（概要）（令和2年 農林水産省告示第1693号）

